

平成31年3月22日

東京大学教職員兼業規程の運用について（平成16年7月8日役員会議決）の一部改正

改正理由：委員会の名称を変更することに伴い、所要の改正を行う。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>II. 兼業の許可</p> <p>1. 自営兼業について</p> <p>(1) 兼業規程第3条第1項に規定する自ら営利企業を営む（以下「自営」という。）兼業で、特別な事情により許可を得た場合及び小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、総長が許可するものとする。</p> <p>(2) 自営兼業の許可基準等については、別に定める。</p> <p>2. 営利企業役員等兼業について</p> <p>(1) 兼業規程第3条第2項に規定する大学教員の営利企業役員等兼業については、東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会において審査し、総長が許可するものとする。</p> <p>(2) 営利企業役員等兼業の許可基準等については、別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>II. 兼業の許可</p> <p>1. 自営兼業について</p> <p>(1) 兼業規程第3条第1項に規定する自ら営利企業を営む（以下「自営」という。）兼業で、特別な事情により許可を得た場合及び小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、総長が許可するものとする。</p> <p>(2) 自営兼業の許可基準等については、別に定める。</p> <p>2. 営利企業役員等兼業について</p> <p>(1) 兼業規程第3条第2項に規定する大学教員の営利企業役員等兼業については、東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会において審査し、総長が許可するものとする。</p> <p>(2) 営利企業役員等兼業の許可基準等については、別に定める。</p> <p>(略)</p>

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。